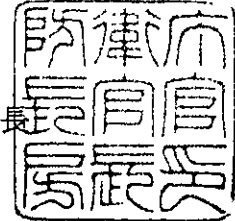


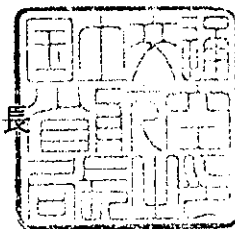
美保飛行場の整備に関する協定

平成17年8月3日

防衛庁長官官房長



国土交通省航空局長



防衛庁長官官房長と国土交通省航空局長は、美保飛行場の整備に関し、次のとおり協定する。

- 第1条 防衛庁は、国土交通省が美保飛行場について、別図及び別紙の
とおり拡張整備工事を行うことに同意し、協力するものとする。
- 2 国土交通省は、前項の拡張整備工事を同飛行場における自衛隊
の航空機等の運用・訓練に支障のないよう実施するものとする。

- 第2条 前条の拡張整備工事の内容は、別紙A欄のとおりとする。
- 2 防衛庁及び国土交通省は、拡張整備工事に関し、別紙B欄に掲
げる区分に応じて予算措置を行うものとする。
- 3 国土交通省が予算措置を行う拡張整備工事のうち、別紙C欄に
掲げるものについては、防衛庁が支出に関する事務の委任を受け
て行うものとする。

第3条 拡張整備工事完成後の同飛行場における防衛庁と国土交通省との管理区分線は、別図に示すとおりとする。

2 国土交通省は、拡張整備工事に伴い取得した土地、建物及び工作物であって前項により防衛庁の管理区域に属することとなるもの（別紙D欄）については、防衛庁が管理することが適当な財産であるため、防衛庁に無償で所管換えすべく速やかに所要の手続を行うものとする。

3 防衛庁は、第1項により国土交通省の管理区域に属することとなる土地及び工作物がある場合には、国土交通省が管理することが適当な財産であるため、国土交通省に無償で所管換えすべく速やかに所要の手続を行うものとする。

第4条 拡張整備工事の具体的内容、工事工程計画、工事中の運用制限及び拡張整備工事完成後における施設の維持補修等については、現地関係機関の間で別途協議して定めるものとする。

第5条 拡張整備工事实施期間中における土地の一時使用及び工事区域の管理については、現地関係機関の間で別途協議して定め、使用承認の手続を行うものとする。

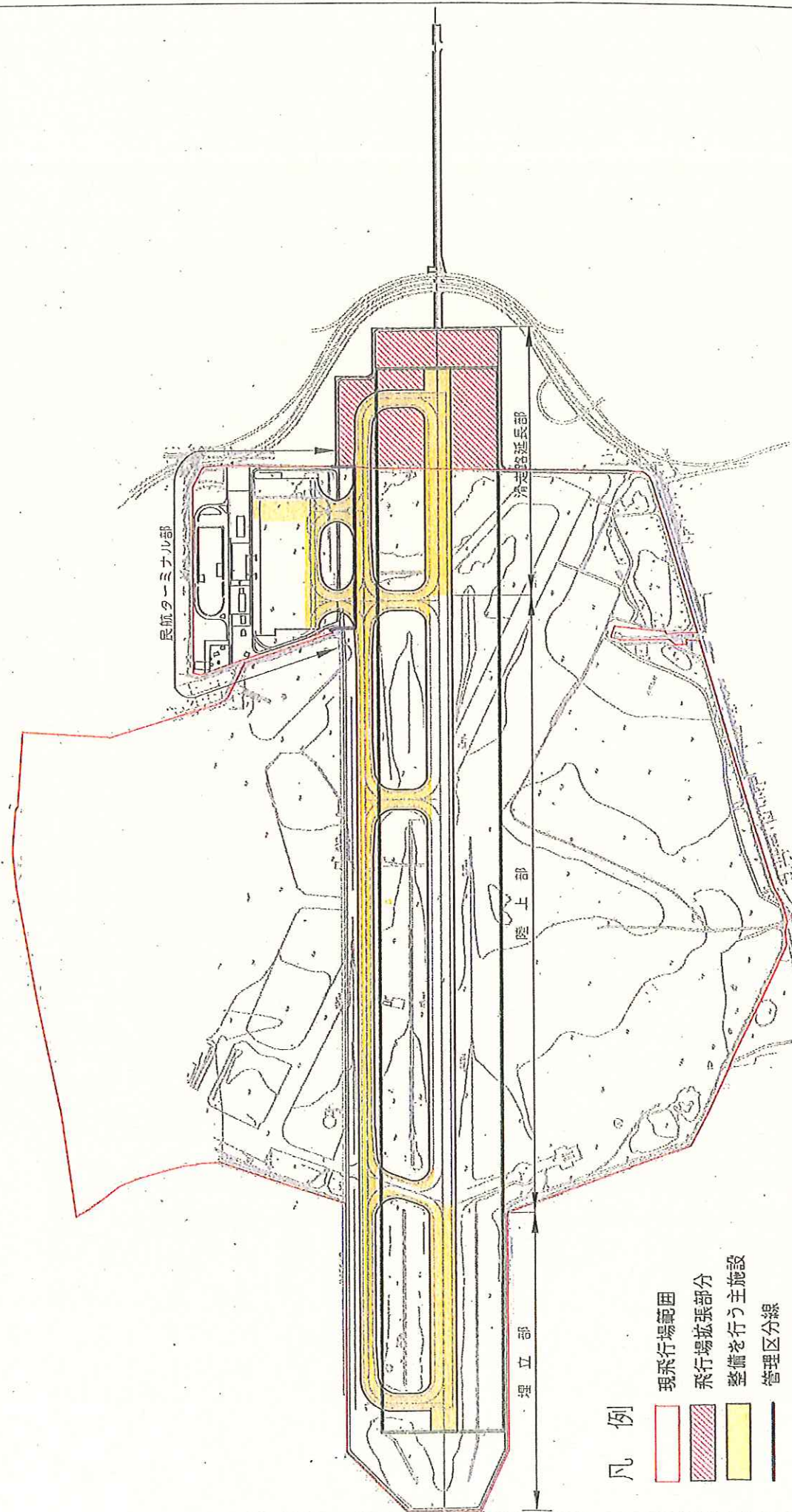
第6条 本協定の実施の細部については、現地関係機関の間で別途協議して定めるものとする。

第7条 本協定に定めのない事項については、必要に応じて別途協議して定めるものとする。

附則 昭和 53 年 10 月 31 日付「美保飛行場の整備に関する協定」、昭和 56 年 4 月 18 日付「美保飛行場の整備等に関する協定」及び平成 3 年 3 月 1 日付「美保飛行場の整備に関する覚書」は廃止するものとする。

分 類	A欄	B欄		C欄	D欄	備 考
	工事区分	予算措置を行う省庁の区分		国土交通省から防衛庁に 支出委任するもの	防衛庁の管理区域に属す ることとなるもの	
		国土交通省	防衛庁			
土木工事	1 用地造成(滑走路延長部) 2 滑走路新設(過走帯60m含む) 3 既設滑走路改良(埋立部) 4 既設滑走路改良(陸上部、ショルダーのみ) 5 誘導路新設(滑走路延長部) 6 民航用エプロン取付誘導路新設 7 既設誘導路改良 8 既設民航用エプロン取付誘導路改良 9 場周道路新設及び移設(滑走路延長部) 10 既設場周道路移設(陸上部) 11 *場周道路移設(埋立部) 12 場周柵新設及び移設(滑走路延長部) 13 *既設場周柵移設(埋立部) 14 民航用エプロン新設及び改良	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	 ○ <		

* 第3条第2項に係るものについては、実施の際別途協議



凡 例

現飛行場範囲

飛行場拡張部分

整備を行う主施設

管理区分線

拡張整備工事完成後、航空法第56条の4により
公共の用に供すべき施設として指定する区域